

鳥取砂丘コナン空港レンタカー利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取空港の利用を促進する懇話会（以下「懇話会」という。）が実施する鳥取砂丘コナン空港レンタカー利用促進事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) レンタカー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者

(2) レンタカー

レンタカー事業者が貸し出す自家用自動車

(3) 割引対象車種

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車

(交付目的)

第3条 本助成金は、レンタカーの利用料金の低廉化（割引）を行うレンタカー事業者を支援することを通じ、鳥取砂丘コナン空港発着の航空便の利用を促進することを目的として交付する。

(助成金の交付)

第4条 懇話会は、前条の目的の達成に資するため、別表第1の第1欄に掲げる事業（以下「助成事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 本助成金の額は、別表第1の第3欄に掲げるレンタカーの貸渡しについて、同表の第4欄に掲げる交付算定基礎額に応じて、算定する。

(交付申請の要件)

第5条 本助成金の交付を申請しようとする者は、懇話会が定める手続きにより、あらかじめ振込口座等を登録するものとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第6条 本助成金の交付を受ける者（以下「助成事業者」という。）は、本助成金の交付申請及び実績報告を、別表第2の左欄に掲げる対象とする期間ごとに同表右欄に掲げる期限までに行わなければならない。

2 交付申請及び実績報告は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第7条 本助成金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本助成金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の内容に誤りがあった場合の対応等)

第8条 前条に定める交付決定及び交付額の確定の後に、実績報告の内容に誤りがあり、交付金額を追給又は返納する必要があるときは、助成金の交付を申請した者の申告に基づき、追給し、返納させるものとする。

2 前項の追給又は返納の手続は、懇話会が別途指示する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 助成事業	2 事業実施主体	3 対象となるレンタカーの貸渡し	4 交付算定基礎額
レンタカー利用料金低廉化（割引）事業	レンタカー事業者（「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付自旅第138号国土交通省自動車交通局長通知）に規定する許可基準を満たし、道路運送法第80条に基づく許可を受けている事業者で、値引き処理が可能な事業者に限る※。）	以下をすべて満たす貸渡しを対象とする。 （1）借受人又は運転者（以下「借受人等」）が県外居住者（外国人も含む）であり、レンタカー事業者の県内営業所で割引対象車種を借受及び返却をするもの。ただし、外国人利用者（国内に居住する外国人は除く。以下同じ。）で事前の値引き処理が可能な場合は、県外営業所へ返却したものも対象とする。 （2）借受人等が、鳥取砂丘コナン空港又は米子鬼太郎空港到着の航空便を往復利用していること。但し、外国人利用者は片道利用も可能とする。 （3）借受人等が、貸渡しから返却までの期間（以下「貸渡期間」という。）内に県内に存する宿泊施設に宿泊（1泊以上）することとし、貸渡と返却が同一日に行われるものは対象外とする。ただし、借受人等が最終便で到着し、宿泊後、翌日にレンタカーを借受する場合はこの限りではない。 （4）（3）の宿泊施設について、鳥取砂丘コナン空港の航空便利用者については、兵庫県美方郡新温泉町及び香美町内に存する宿泊施設も対象とする。 （5）貸渡しの日が令和7年4月1日から令和7年6月30日まで（令和7年4月26日から5月6日は除く）・令和7年12月1日から令和8年3月31日まで（令和7年12月27日から令和8年1月4日の期間は除く）の間であること。 （6）（5）に関わらず、予算の執行状況等を勘案し対象期間を短縮する場合がある。その場合は、ただちに各レンタカー事業者に通知する。	（1）貸渡車両1台の基本料金について2,000円。 （2）前項の規定にかかわらず、全日本空輸株式会社が運航するANA291便の利用者については、車両1台につき1,000円を加算する。 （3）外国人利用者（国内に居住する外国人は除く。以下同じ。）が7人乗り以上の車両を借り受ける場合は、車両1台につき1,000円を加算する。 （4）外国人利用者は、第1号から第3号の基本料金に加え、基本料金以外の経費について1,000円を上限に助成する。 （5）実際の利用料金が、（1）の基本料金及び（2）から（4）の加算額の合計額に満たない場合はその額とする。

※必要に応じ、レンタカー事業者証明書の提出を求める場合がある。

別表第2（第6条関係）

1 交付申請及び実績報告の対象期間	2 交付申請及び実績報告の期限
令和7年4月1日～26日	令和7年5月20日
令和7年5月7日～31日	令和7年6月20日
令和7年6月1日～30日	令和7年7月20日
令和7年12月1日～27日	令和8年1月20日
令和8年1月6日～31日	令和8年2月20日
令和8年2月1日～28日	令和8年3月20日
令和8年3月1日～31日	令和8年4月20日

様式第 1 号（第 6 条関係）

鳥取砂丘コナン空港レンタカー利用促進事業助成金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長様

申請者（レンタカー事業者）

法人名 _____

代表者（職名・氏名） _____（印不要）

担当者名 _____

電話番号 _____

鳥取砂丘コナン空港レンタカー利用促進事業助成金の交付を受けたいので、申請及び実績報告します。

1 交付申請額（実績額）

割引額（円）	対象人数（人）	算定基準額（円）	交付申請額（実績額）（円）
別紙による記載可			
合計			

2 実績の対象期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 添付資料

- ☐ 実績額（実施した割引の合計額）の内訳（貸渡日・貸渡ごとの割引額・人数）が確認できる資料（様式は任意）。割引額の合計が上記 1 の「合計」欄の「算定基準額」及び「交付申請額（実績額）」と一致していること。（※貸渡証（契約書）の写しの提出は不要）
- ☐ 別添「レンタカー割引チェックリスト兼同意書」（写し可）

懇話会使用欄（申請者は記入しないこと）

検 査 調 書	
鳥取空港の利用を促進する懇話会会長様 上記に係る検査を行ったところ、検査内容及び検査結果は下記のとおりでした。 令和 年 月 日 検査員	
検査完了年月日	令和 年 月 日
検査方法（書類又は実地）	書類 実地
検査結果（合格又は不合格）	合格 不合格
意見又は注意事項	

《申請にあたっての注意事項》

助成金交付にあたり、助成金の交付対象となったレンタカー貸渡記録等を検査する場合があります。また、助成金の交付を受けた事業者は、助成金の交付対象となった割引の状況が分かる書類（電磁的記録でも可）を、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、保存してください。

令和 年 月 日

様

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長

鳥取砂丘コナン空港レンタカー利用促進事業助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けの申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった米子鬼太郎空港レンタカー利用促進事業助成金（以下「本助成金」という。）については、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、通知します。

記

1 交付決定及び確定額

本助成金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- （1）算定基準額 金 円
- （2）交付決定及び確定額 金 円

2 助成規程の遵守

本助成金の収受及び使用、助成事業の遂行等については、要綱の規程に従わなければならない。

別添

レンタカー助成事業チェックリスト 兼 同意書（借受人が記入すること）

1 居住地の確認

- ☐ 県外居住者（助成額 2,000 円） ☐ 県内居住者→助成の対象外です。

2 ご利用便の確認

【到着便（羽田→鳥取・米子）】

いずれかにチェックをお願いします	備考
☐ ANA291 便（羽田空港 6:55 発→鳥取空港 8:15 着）	支援額+1,000 円
☐ ANA291 便以外の鳥取空港への到着便	ANA299 便のみ翌日の借受けも支援の対象
☐ 米子空港への到着便	ANA389 便のみ翌日の借受けも支援の対象

【出発便（鳥取・米子→羽田）】

いずれかにチェックをお願いします
☐ 鳥取空港を出発する航空便
☐ 米子空港を出発する航空便

3 県内宿泊の確認

- ☐ 鳥取県内の宿泊施設（吉岡温泉、三朝温泉、皆生温泉など）
- ☐ 兵庫県新温泉町内の宿泊施設（湯村温泉、七釜温泉など）※往路、鳥取空港利用者のみ
- ☐ 兵庫県香美町内の宿泊施設（かすみ矢田川温泉、村岡温泉など）※往路、鳥取空港利用者のみ
- ※実家・親族等の家に宿泊・日帰り旅行（宿泊なし）は支援の対象外です

4 この助成制度をどこで知りましたか？

- ☐ レンタカー窓口で初めて知った ☐ 鳥取県のHP ☐ 鳥取県のPRイベントなど ☐ その他（ ）

同意書

上記 1～3 で確認した内容について、相違ないことを確約・同意します。

上記内容に不備等があった場合、貴県の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告し、又は説明すること
を確約します。偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない割引を受けた場合は、返金することに
同意します。

令和 年 月 日

氏名（自署）

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 様

米子空港利用促進懇話会会長 様

< レンタカー事業者チェック欄 >

- ☐ 上記チェックリストにより、割引対象者であることを確認しました。